

# 平成28年第2回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

## 1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成28年2月26日(金) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

## 2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

## 3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

### (1) 出席委員15名

(欠席)	8番 田中 喜義	15番 森山 博
2番 石倉 稔	9番 新澤 晟	16番 新谷 義治
3番 谷内 吉夫	10番 岩坂 一明	17番 田上 正男
4番 山本 秀夫	11番 山崎 覺治	
5番 森谷 正美	12番 坂本 昭信	
6番 安 津久人	(欠席)	
7番 向面 正一	14番 大宮 正	

### (2) 欠席委員

1番 坂下 正幸 13番 東 克芳

## 4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

## 5 傍聴者 0人

## 6 会議に付議した議件

- (1) 議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 議案第 6号 農業経営基盤強化法第18条の規定による決定について
- (4) 議案第 7号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画への同意について

## 7 報告事項

- (1) 報告第 4号 農地法第3条の3の規定による届出について
- (2) 報告第 5号 農地法第18条第1項第2号の規定による農地の賃貸借の解約について
- (3) 報告第 6号 農地の形状を変更することについて

## 8 議事

開会 10:00 閉会 11:17

事務局長	それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。
議長	それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第2回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。
議長	会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。  (「異議なし」との声あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。
議長	議事録署名委員を指名いたします。 議席番号8番 田中 喜義 委員 及び 議席番号9番 新澤 晟 委員の両委員を指名いたします。
議長	議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第4号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。
事務局	はい。ご説明します。議案書2ページをご覧ください。議案第4号農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は3件です。 申請番号1番です。土地の所在は町野町寺山〇〇の田 1,377 m <sup>2</sup> 、町野町鈴屋〇〇の田 2,635 m <sup>2</sup> と同じく〇〇の田 3,088 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 3,080 m <sup>2</sup> 、町野町鈴屋〇〇の田 181 m <sup>2</sup> と同じく〇〇の田 95 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 59 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 138 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 165 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 327 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 304 m <sup>2</sup> 、同じく〇〇の田 244 m <sup>2</sup> で

す。譲受人は町野町栗蔵の〇〇さんで譲渡人は金沢市の〇〇さんです。耕作面積は 3,615.71 m<sup>2</sup>で耕作者数は 3 名です。

申請番号 2 番です。土地の所在は横地町〇〇の畑 19 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 257 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 138 m<sup>2</sup>で譲受人は横地町の〇〇さんで譲渡人が横浜市の〇〇さんです。耕作面積は 4,883 m<sup>2</sup>で耕作者数は 3 名です。

申請番号 3 番です。土地の所在は惣領町〇〇の田 776 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 175 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 228 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 271 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 59 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 228 m<sup>2</sup>、惣領町〇〇の田 85 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 105 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 638 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 228 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 228 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 189 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 165 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 1,411 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 958 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 267 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 519 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 195 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 12 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 173 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 91 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 99 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 102 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 168 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 181 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 119 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 231 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 112 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 145 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 79 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 112 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 224 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 155 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 181 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 234 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 221 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 267 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 201 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 52 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 52 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 300 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 178 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 472 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 314 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 122 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 442 m<sup>2</sup>、惣領町〇〇の畑 257 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 85 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 113 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 294 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 55 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の畑 171 m<sup>2</sup>、惣領町〇〇〇の田 72 m<sup>2</sup>で譲受人は大野町の〇〇さんで譲渡人が金沢市の〇〇さんです。耕作面積は 3,083.61 m<sup>2</sup>で耕作者数は 2 名です。

以上合計 69 筆、25,113 m<sup>2</sup>で内訳は田が 22,462 m<sup>2</sup>、畑が 2,651 m<sup>2</sup>です。一つ訂正がございます。5 ページの図の訂正です。

全ての案件において農地法第 3 条の各号に該当しないため妥当と考えております。以上です。

議 長

それでは、申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 5 番森谷 正美委員よりご意見をお願いいたします。

森谷委員	はい。5番森谷です。これについての耕作者の変わることによって周りへの影響ですが、この申請地番の譲受人の〇〇さんは〇〇の息子さんです。ということで今までは5ページの塗りつぶしてあるところは今までは町内の方が作っていたのですが、所有権移転という事で〇〇が作る予定になっております。この場所は私もよくわかっているのですがきれいになっていますので周りに与える影響は一つもありませんのでよろしくをお願いします。
議長	はい、ありがとうございます。次に申請番号2番について地区担当委員議席番号6番安津久人委員よりご意見をお願いいたします。
安委員	はい。議席番号6番安です。申請番号2番について説明いたします。去る2月23日譲受人であります横地町の〇〇さんと現地確認をいたしました。現地は6ページにあるとおり主要地方道輪島七尾線沿いにあります。横地町の3筆は減反しているところで、数年前から譲渡人であります〇〇さんより〇〇さんが借り受けて作付けしております。譲渡いたしましても現在のまま畑を耕作するという事で周りへの影響はないものと考えます。
議長	はい、ありがとうございます。次に申請番号3番について地区担当委員議席番号10番岩坂一明委員よりご意見をお願いいたします。
岩坂委員	はい。10番岩坂です。譲渡人は惣領町にいた〇〇さんで、譲受人は〇〇の社長ですが田んぼもつくっております。筆数が多いですが非農地は出しておらず、国道から見えるところです。よろしくをお願いします。
議長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
石倉委員	石倉です。3ページの中で現況が宅地となっているのが2筆ありますが、これについて適切な指導を行っておりますか。
事務局	これにつきましては現況地目が宅地となっております。昨年に委員の皆さんに確認していただいた結果が入っています。その時に判定したのですが、恐らく転用などされていると考えますが、今のところ指導した

	<p>ところはあります。今後につきましては今回わかったところですので適正な処理をしていきたいと考えております。</p>
石倉委員	<p>現況が宅地となっているのは地目変更するところまでは相手方に言ってないという事ですね。</p>
事務局	<p>そこまでの話にはなっていないです。今回、利用状況調査でわかったところもございますのでそこも含め対応を考えていきたいと思えます。</p>
石倉委員	<p>宅地となっているのは地目変更させるよう指導していかないと一向にらちがあかんのじゃないかな。恐らく相当前から宅地になっているのではないかと思うけど。わかった段階で指導していく必要があるのではないかと思います。</p>
議長	<p>宅地の場合ですと4条の申請を指導すると。それでよろしいですか。ほかに質疑がないようですので、採決を採りたいと思えます。 【議案第4号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第4号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に市長より提出のあった【議案第5号】の農地法第5条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。ご説明いたします。議案書8ページをご覧ください。議案第5号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は2件です。 申請番号1番です。土地の所在は門前町千代〇〇の田224㎡で、譲受人は門前町千代の〇〇で、譲渡人は門前町黒島町の〇〇さんで、転用目的は店舗及び駐車場です。こちらにつきましては平成27年10月に審議されたものと関連があり、計画を進めて行くにあたり敷地の法面部分が今回申請の部分にかかるため申請されたものです。理由等につきましては</p>

	<p>以前と同じですので省略させていただきます。</p> <p>10 ページをお開きください。申請番号 2 番です。土地の所在は小伊勢町〇〇の田 423 m<sup>2</sup>で、借受人は小伊勢町の〇〇さんで貸出人は同じく小伊勢町の〇〇さんです。転用目的は自己住宅用地です。申請地については申請地の 500m以内に教育施設(市立大屋小学校)、地方公共団体が設置を条例で定め、不特定多数の地域住民の利用が可能な施設(大屋公民館)が存在するため第 3 種農地と考えていることから妥当と考えております。以上です。</p>
議 長	<p>それでは、申請番号 1 番について地区担当委員 議席番号 2 番石倉 稔委員よりご意見をお願いいたします。</p>
石倉委員	<p>はい。9 ページの件についてですけれども、現地につきましては現地確認も 3 回目になります。そういうことで盛土して建物が建っている途中なんですけれども盛土したところの一角に土地があるという事でそれに対する追加での手続きという事ですので、これ 1 筆がどうかという事ではありませんので致し方ないかと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に申請番号 2 番について地区担当委員の坂下委員が欠席ですので森谷 正美 委員よりご意見をお願いいたします。</p>
森谷委員	<p>本来なら坂下委員なんです私が代理で報告いたします。この場所でありまして大屋小学校のところから入った川沿いの田んぼでございます。片方が市道で片方が農道という事で、住宅を建てても周りには陰になってという事はありません。安委員と山本委員の立ち会いの下、見て参りましたのでよろしくお願ひします。</p>
議 長	<p>はい。それではこれより質疑を許します。</p>
山崎委員	<p>先ほど石倉委員が言った件で流末処理はどのようになっていますか。3 町歩の田がありますので流末はどのようになっていますか。工場もありますので排水はどのようになっていますか。市の下水道に流しているのか、排水路に流しているのか、はっきりしていないので。</p>

石倉委員	建物に対しての排水関係ですね。それについては確認しておりません。
山本委員	この間、現況を見た感じでは不思議な事があって、あれだけの造成をやっていわゆる排水対策もそうですが、3つの事業をいっぺんにやっていますが、山側の方へ集中するという事ですが、ため池の排水のみを流すようにしていますが、この建物の排水も行うととんでもない量になり、下の農地にも影響する事になります。そういう事もあり、昨日申請者に会ってきました。事務局では盛土の造成の図面に含めながら、宅地の基礎とか図面が県にありますので見てくださいと言っていました。あまりにも擁壁の崩壊が表面にしているし、あれだけの高さの法面で10m以上ありますので擁壁対策を、下の方は4~5mほどコンクリート擁壁をするように、下の排水もこれじゃ小さい、1mほどのものをするべきだとして下の田への対策をきちんとすべきだと。最近では時間100mmの集中豪雨もありますのでそれらへの対策もなった設計になっているのか図面を見せてください。こんな状態で最初の時には見ておらず、建物も建っていますので、今、対策工事的な付帯決議をすべきかなと思って聞いてきました。図面が出ているなら皆さんに見ていただかないとあまりにも酷いんじゃないかと。坂出さん、造成に伴う図面が出ているんですか。
事務局	転用の図面が出ておりますが、宅地造成などについては農林水産課に出しております。
山本委員	建物の荷重に対しては出ているかもしれませんが、造成工事としての設計工事をどのようにやっているのか7月に提出してあるので見てほしいとの事でしたので皆さんに見ていただかないと。それで事実そのようになっているのか。違う工法なので危ないわね。
議長	それでは法面の形成という事もありますので、しっかりした設計になっているか確認した上でもう一回提出しよう。
石倉委員	この案件については中身はともかく恐らく6次産業化の関係で国庫補助が入っての事業設計になっているはずなんです。そうすればその段階で盛土から全て設計に入っているんじゃないかと思います。そちらの方で

	しか確認できないんじゃないですか。
事務局	今排水の方もご指摘あったんですが、敷地内の排水については恐らく合併浄化槽で垂れ流しではないと思います。そうでないと許可も下りませんので。
山崎委員	ビニールパイプで出しています。あれがもし草にまみれた場合はパイプはつぶれてしまいます。まだ仮設ですよ。
大宮委員	法面崩壊などは農業委員会で審議できることではなくて、造成工事をするにあたっては農業委員会がどうのこうの言う事じゃなくて、担当課で許可下りとればどうのこうの言う話にならないでしょう。
議長	農業委員会は農地の転用がいいか悪いかを判断するんで、工事については担当課に任せる事になります。
事務局	排水の関係ですが農林水産課に出ている図面では合併浄化槽でその排水は塩ビ管で敷地外に出しております。125mm の直径の塩ビ管となっております。あくまでも適切な処理をしているという事になりますが。
議長	それは前の工場の場合でしょ。
事務局	今建設している所の合併浄化槽です。
農林水産課	前の時は仮設トイレを使っていて合併浄化槽はないはずですが。また、建設予定の合併浄化槽は 340 人槽です。特に飲食系ですので規模は大きいです。
議長	では転用に関してはいいですね。
谷内委員	先ほど山本委員さんがおっしゃられた建物の安全性については転用された後にどんな規模のものかは我々はわかりません。
議長	それについては他の関係部署が見る事が必要でしょうね。



議 長	<p>ほかにございませんか。</p> <p>質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。</p> <p>【議案第5号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって【議案第5号】は、原案どおり可決決定いたします。</p> <p>次に市長より提出のあった【議案第6号】の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。ご説明いたします。議案書 14 ページをご覧ください。議案第6号の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてです。今月は4件です。</p> <p>申請番号1番です。土地の所在は、東中尾町〇〇の田 1,713 m<sup>2</sup>で契約期間が平成28年3月1日から平成34年2月28日までの6年間での農地利用集積円滑化団体経由の西脇町の〇〇さんから東中尾町の〇〇さんへの使用貸借権の設定です。</p> <p>申請番号2番です。土地の所在は、市ノ瀬町〇〇の田 1,742 m<sup>2</sup>で契約期間が平成28年3月1日から平成31年2月28日までの3年間での農地利用集積円滑化団体経由の西脇町の〇〇さんから東中尾町の〇〇さんへの使用貸借権の設定です。</p> <p>以上、農地利用集積円滑化団体経由のものは2筆 6,910 m<sup>2</sup>で内訳は田が6,910 m<sup>2</sup>です。</p> <p>次に16ページをお開きください。農地中間管理機構との貸借になります。</p> <p>申請番号1番です。土地の所在は、門前町道下〇〇の田 1,705 m<sup>2</sup>、同じく〇〇の田 1,037 m<sup>2</sup>で契約期間が平成28年4月1日から平成38年3月31日までの10年間で賃借料は10aあたり5,000円で門前町道下の〇〇さんからいしかわ農業総合支援機構への貸借権の設定です。</p> <p>申請番号2番です。土地の所在は、門前町内保〇〇の田 876 m<sup>2</sup>、同じく</p>

	<p>〇〇の田 1,935 m<sup>2</sup>で契約期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日までの 10 年間で賃借料は 10 a あたり 5,000 円で門前町内保の〇〇と〇〇さんからいしかわ農業総合支援機構への賃貸借権の設定です。以上、農地中間管理機構への貸借のものは 4 筆 5,553 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。</p>
安 委員	<p>14 ページの一番上は〇〇さんで 2 段下についても〇〇さんになっていますが住所が違うのではないですか。</p>
事 務 局	<p>申し訳ありません。2 番については市ノ瀬町の〇〇さんになります。住所については間違いありません。また、市ノ瀬町〇〇とあるのは仮地番になります。</p>
議 長	<p>それでは質疑を許します。質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。【議案第 6 号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>(「異議なし」との声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって【議案第 6 号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【議案第 7 号】の土地改良法第 5 2 条第 8 項の規定による同意を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 19 ページをお開きください。換地計画の概要についてです。 事業名は棚田保全整備事業、地区名は高番取地区です。土地改良事業認可年月日は平成 26 年 11 月 25 日で面積が増加したため平成 27 年 7 月 13 日に変更認可を受けています。事業主体名は輪島市土地改良区で換地計画書作成者及び換地測量実施者は石川県土地改良事業団体連合会です。次に換地設計総括表についてです。団地計画の内容ですが、関係農家数は 12 戸、団地数は従前の 51 団地から換地後は 18 団地になり集団</p>

化率は 84.6%です。1 団地あたりの面積は 372 m<sup>2</sup>から 1,405 m<sup>2</sup>になります。換地計画に係る土地改良事業の工事完了時期は平成 28 年 3 月を予定しており換地処分予定時期は平成 28 年 6 月です。用途区分については表のとおりとなります。以上です。

議 長 はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。

各 委 員 (意見・質問なし)

議 長 それでは【議案第 7 号】を終わります。  
次に【報告第 1 号】の農地法第 3 条の 3 の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、ご説明いたします。議案書 22 ページをお開きください。報告第 1 号農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出についてです。今月は 4 件です。

申請番号 1 番です。土地の所在は町野町大川〇〇の畑ほか 17 筆、7,888 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 6 筆 5,899 m<sup>2</sup>で畑が 12 筆 1,989 m<sup>2</sup>です。相続人は町野町東大野の〇〇さんで届出日は平成 28 年 1 月 20 日です。届出事由は相続です。

申請番号 2 番です。土地の所在は水守町〇〇ほか 35 筆、8,016 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 15 筆 4,443 m<sup>2</sup>で畑が 21 筆 3,573 m<sup>2</sup>です。相続人は金沢市の〇〇さんで届出日は平成 28 年 1 月 22 日です。届出事由は相続です。

24 ページをお開きください。申請番号 3 番です。土地の所在は門前町浦上〇〇ほか 16 筆、4,438.91 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 4 筆 1,327 m<sup>2</sup>で畑が 14 筆 3,111.91 m<sup>2</sup>です。相続人は愛知県名古屋市の〇〇さんで届出日は平成 28 年 2 月 1 日です。届出事由は相続です。

申請番号 4 番です。土地の所在は町野町南時国〇〇ほか 9 筆、8,566 m<sup>2</sup>です。内訳は田が 5 筆 8,043 m<sup>2</sup>、畑が 5 筆 523 m<sup>2</sup>です。相続人は金沢市の〇〇さんで届出日は平成 28 年 2 月 2 日です。届出事由は相続です。

以上合計 82 筆 28,908.91 m<sup>2</sup>で内訳は田が 19,712 m<sup>2</sup>、畑が 9,196.91 m<sup>2</sup>です。以上となります。

議 長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
石倉委員	石倉です。内容については特にございませんが、表にあっせん希望という欄がありますがこれはどういうときに活用するのでしょうか。
事 務 局	届出様式の中にあっせん希望という欄がございます。届出については相続で出される場合が多いのですが、市内でない場合が多いのであっせんを希望されるか聞き、希望があれば応じるという形になっています。無い場合が多いです。様式に欄がございますので議案書にも欄が設けてございます。
石倉委員	あっせん希望を届出者が希望した場合、だれがあっせんするのでしょうか。農業委員会としてあっせんするのでしょうか。
事 務 局	農業委員会としてあっせんする事になります。
議 長	ほかに質疑はないでしょうか。それでは【報告第4号】を終わります。次に【報告第5号】の農地法第18条第1項第2号の規定による農地の賃貸借の解約について受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。
事 務 局	はい、ご説明いたします。議案書 27 ページをお開きください。農地法第18条の規定による合意解約通知についてです。今月は1件です。申請番号1番です。土地の所在は門前町内保〇〇の田 876 m <sup>2</sup> 、〇〇の田 1,935 m <sup>2</sup> です。借受人は門前町内保の〇〇で貸出人は〇〇が門前町内保の〇〇さん、〇〇が門前町内保の〇〇さんです。解約事由は合意解約で合意年月日及び引渡年月日は平成 28 年 2 月 1 日です。以上です。
議 長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
各 委 員	(意見・質問なし)
議 長	ないようですので、それでは【報告第5号】を終わります。次に【報告第6号】の農地の形状を変更する届出を受け付けましたの

	で、事務局、説明をお願いいたします。
事務局	<p>はい、ご説明いたします。議案書 29 ページをお開きください。農地改良届出についてです。今月は 1 件です。</p> <p>申請番号 1 番です。土地の所在は町野町真久〇〇の田 637 m<sup>2</sup>の自作地、町野町佐野〇〇の田 307 m<sup>2</sup>の自作地、同じく〇〇の田 46 m<sup>2</sup>の自作地、同じく〇〇の田 39 m<sup>2</sup>の自作地、同じく〇〇の田 102 m<sup>2</sup>の自作地、同じく〇〇の田 69 m<sup>2</sup>の自作地、同じく〇〇の田 56 m<sup>2</sup>の自作地、同じく〇〇の田 66 m<sup>2</sup>の自作地、同じく〇〇の田 16 m<sup>2</sup>の自作地、同じく〇〇の田 152 m<sup>2</sup>の自作地です。届出者は町野町真久の〇〇さんで農地改良理由はりんご、ブルーベリーを栽培するため盛土したいとの事です。工期及び施工内容は平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までで盛土高は 100 cm、施行は刀祢建設株式会社です。</p> <p>合計 10 筆 1,490 m<sup>2</sup>で内訳は田が 1,490 m<sup>2</sup>です。以上です。</p>
議長	はい。ありがとうございます。これより質疑を許します。
各委員	(意見・質問なし)
議長	<p>それでは【報告第 6 号】を終わります。以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。</p> <p>次に「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」について新澤委員より報告をお願いします。</p>
新澤委員	(新澤委員より「いしかわ農業委員活動 1・1・1 運動」の報告)
議長	<p>それでは第 2 回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。</p> <p>どうもご苦労さまでした。</p>

平成28年2月26日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

8 番

\_\_\_\_\_

署 名 委 員

9 番

\_\_\_\_\_